

## 鳥取県告示第654号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町今在家字三坂原959の2、字猫坪谷878、883から885まで、赤松字下水瀧1634、字小松山1603の1、1604の1、字中菅野1611、1613、字鍋山1701の17から1701の28まで、字門野563の1、563の3から563の5まで、563の7から563の9まで、563の11、563の13、563の14、563の16、567の4、567の78、567の106から567の108まで、前字下高滝562、大山字上ノ原148、豊房字向林ノ一1929、1933、1934の2、字上開林1922の2、1923、1924の2、1925の2、1926の2、1927の2、1928の2、字清水原2045の1、字草谷原2049の1、字馬越背2062の6、字尾原2046の1、2046の39、2046の114、2046の115、2046の379、2046の395、2046の399、2046の406、2046の407、2046の410

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡大山町大山字上ノ原148、豊房字清水原2045の1、字馬越背2062の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）